

特許法

張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。  
(在外者の裁判籍)  
第二十五条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第五号第四号の財産の所在地とみなす。  
(手続をする能力がない場合の追認)  
第二十六条 未成年者(独立して法律行為をすることができる者を除く)又は成年被後見人がした手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは、本人)が追認することができる。  
2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。  
3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。  
4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。  
(手続の補正)  
第二十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書、第

四十二条第四項若しくは第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する書面又は第百二十条の五第二項若しくは第百二十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができる。  
2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができる。  
3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。  
一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。  
二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。  
三 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。  
4 手続の補正(手数料の納付を除く)をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。  
(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)  
第二十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定によ

第一四條〜第一七條の二

特許法

三 誤記の訂正  
四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)  
6 第百二十六条第七項の規定は、前項第二号の場合に準用する。  
(要約書の補正)  
第二十七条の三 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。  
(優先権主張書面の補正)  
第二十七条の四 第四十一条第一項又は第四十三条第一項、第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する書面について補正をすることができる。  
(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)  
第二十七条の五 特許権者は、第百二十条の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 特許無効審判の被請求人は、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十四条の二第五項、第百三十四条の三、第百五十三条第二項又は第百六十四条の二第二項の規定により指定された期間

2 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し

第一七條の二〜第一八條の二

内に限り、第百三十四条の二第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。  
3 訂正審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。  
(手続の却下)  
第二十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。  
2 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により第百九十五条第三項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第百七条第三項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。  
(不適法な手続の却下)  
第二十八条の二 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。ただし、第三十八条の二第一項各号に該当する場合は、この限りでない。